

4月から国民年金保険料の額が変わります

平成23年度の国民年金保険料は月額15,020円です。保険料は納付期限までに納めましょう。

○納付書で保険料を納めている方の場合

日本年金機構から4月上旬に平成23年度（1年分）の納付書が送付されますので、お近くの金融機関などで納めていただきますようお願いいたします。

ただし、平成23年度に免除などが承認されている方は、免除期間終了後に納付書が送付されます。

○口座振替を利用して納めている方の場合

平成23年度分以降についても、申し出されている振替方法で継続して振替がされます。（納付書は送付されません）

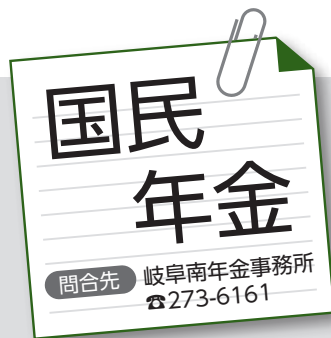
なお、振替方法の変更を希望される方は届出が必要となりますので、お早めに手続きしてください。

※振替不能となった場合

振替日に残高不足などにより振替ができなかった場合は、翌月の振替日に当月分とあわせて2カ月分の振替を行います。再振替により振替できなかった場合には納付書を送付しますので、納付書により現金でお近くの金融機関などで納めていただくことになります。

なお、前納が振替不能となった場合は、前納としての取扱いはできなくなり、毎月納付の口座振替として、当月分を翌月末に引き落とししていくことになります。

（ただし、申し出により年度の途中でも再度、残りの月分について納付書で前納することができます）



消防署 火の用心

羽島郡広域連合 ☎388-1195

住宅用火災警報器の設置期限がせまっています!!

既存住宅への住宅用火災警報器の設置義務化が、平成23年6月1日と残り3カ月にせまっています。

住宅用火災警報器とは、住宅の壁や天井に設置することで火災発生の初期段階で煙などの発生を感知し、警報音や音声により知らせる器具です。住宅火災により亡くなった人の5割が「発見の遅れ」によるものであることから、素早く火災を発見しスムーズに避難できるようにするため、設置を義務付けたものです。

◆いつから義務付けられたの？

新築住宅：平成18年6月1日から（既に義務化）

既存住宅：平成23年6月1日から

◆どのような建物に？

戸建住宅、店舗併用住宅、共同住宅、寄宿舍などすべての住宅が対象となります。

※自動火災報知設備が設置されている場合は必要ありません。

◆設置場所は？

1. 寝室
2. 寝室が2階にあれば2階の階段
3. 寝室が1階だけで3階に居室があれば3階の階段
4. 居室（7㎡以上）が5以上ある階（寝室が無い階）の廊下

◆悪質な訪問販売にご注意！

住宅用火災警報器などの設置義務化を契機として、不適正な価格（市場価格を超える高額な価格）による販売を行う業者にご注意ください。

また、消防署が販売することはありません。

【問合せ先】羽島郡広域連合消防本部予防課

☎388-1198

